

(第27号議案)

債権の放棄について

1 債権の内容

- (1) 債権の名称 中野区生業資金貸付金
- (2) 債務者
- ①主たる債務者(借受人)(死亡)  
元石川県居住者
- ②連帯保証人(死亡)  
元東京都居住者
- (3) 償還総額 1,547,303円  
内 訳 貸付金 1,400,000円  
利子 147,303円(年利率3.65%)
- (4) 償還済額 193,450円  
内 訳 貸付金 149,855円  
利子 43,595円
- (5) 放棄する債権額 1,353,853円  
内 訳 貸付金 1,250,145円  
利子 103,708円
- (6) 債権発生日 昭和59年3月15日
- (7) 当初償還期間 昭和59年10月～平成2年3月(66回払い)

2 債権放棄の理由

本債権は、借受人の生業に伴う資金として貸し付けたものである。  
借受人は、平成26年3月12日に死亡し、その法定相続人は、相続を放棄した。  
また、連帯保証人は、平成元年10月22日に死亡し、その法定相続人から時効の援用届が区に提出された。  
本債権は、平成23年10月19日に消滅時効が完成し、本債権を回収する見込みがない。  
このため、区の権利を放棄する必要があるので、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づく議決案件として、提案するものである。